

なんでも掲示板



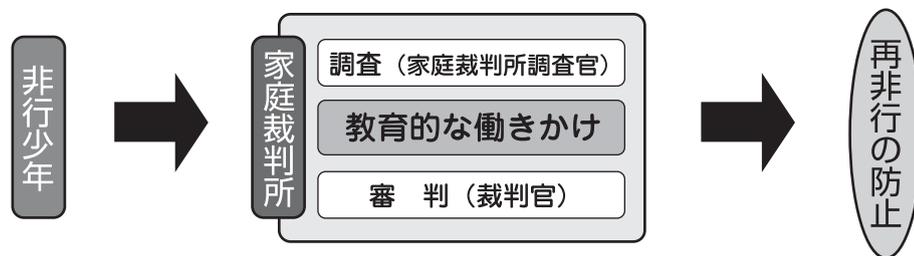
若者の自立に向けた訪問支援

「若者就業サポートステーション・みえ」は、39歳までの無業状態（就学者を除く）にある若者及び保護者・関係者を対象に職業的自立に向けた支援を行っています。若者自身が社会とつながりを失わないよう、訪問支援員が個別に若者の家庭を訪問しお話を聞かせていただきながら、職業的自立に向けて踏み出せるようにサポートさせていただきます。

お問い合わせ：若者就業サポートステーション・みえ TEL/FAX (059) 271-9333

家庭裁判所における教育的な働きかけとしての清掃活動

家庭裁判所では、非行のあった少年に対して、保護処分が付したり検察官に送致したりしない場合でも、非行を繰り返すことのないよう、教育的な働きかけを様々な方法で行っています。



その働きかけの一つに、駅周辺や公園などで行われている清掃活動があります。街をきれいにする体験を通じ、社会のルールを守ることの大切さを分かせるとともに、社会の一員であることを自覚させて、少年の再非行の防止に役立てています。

活動には、なるべく保護者にも参加してもらい、一緒に作業することを通して、親子の関係が改善されることを期待しています。

また、ボランティアの方々と協力し合いながら活動することで、少年たちは、社会との絆の大切さを実感することができます。

督促手続オンラインシステム全国展開

督促手続オンラインシステム（以下、「督オンシステム」という。）は、支払督促事件のうち貸金や立替金などの一定の類型について、インターネットを利用して申立てや通知、照会ができるシステムです。

平成18年9月1日から、東京地方裁判所管内の簡易裁判所の支払督促事件を対象に運用を開始し、段階的に地理的範囲を拡大してきましたが、本年11月1日からは全国の実施が可能になりました。

督オンシステムでは、ホームページ上で、支払督促の申立書データを作成したり、事件の進行状況を確認したりできるほか、インターネットバンキングやATMを利用して手数料等を納付できるなど、利便性が図られています。この機会に是非とも督オンシステムのご利用を検討してください。

※督オンシステムホームページへは 「督促オンライン→検索」
(<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>)

年末の交通安全運動

運動期間：12月11日（土）～20日（月）の10日間

運動の重点：①高齢者の交通事故防止
②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶